町民税・県民税（兼国民健康保険税）簡易申告について

お問い合わせ先
〒028-1392
山田町八幡町３番20号
山田町役場　税務課町民税係
TEL82-3111　内線111,112

このお知らせは、前回の申告（令和６年中の収入の申告）で簡易申告書を提出された方にお送りしています。令和７年中の収入等が下記の要件に該当しない方は、裏面の「一般の申告や確定申告が必要な方」をご確認ください。

町では、町民税及び県民税の申告について、申告者の便宜を図るため、簡易申告制度を導入しております。次の条件に該当する方は、簡易申告書により申告することができますので、同封の申告書によって申告してください。

なお、**国民健康保険に加入している方は、保険税の軽減判定等のため、収入が無い場合でも必ず簡易申告が必要**です。また、保育園の入園や公営住宅の入居、金融機関等への申し込みなどの申請のため必要となる所得証明書等は、申告をしていないと発行することができませんので、必ず申告してください。

簡易申告できる方は、前年中（令和７年１月１日から令和７年１２月３１日まで）の収入が次のいずれかに該当する場合です。

１　前年中、収入が無かった方

２　前年の収入が給与のみの場合
給与収入の合計が１０３万円以下の方

３　前年の収入が公的年金等と給与の場合
（1）６５歳以上の方は、年金収入が１１０万円以下で給与収入が６５万円以下
（2）６５歳未満の方は、年金収入が６０万円以下で給与収入が６５万円以下
＊年齢は、令和８年１月１日現在の満年齢です。
＊税金の計算の対象になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金等は含みません。

このほかに収入がある方は、簡易申告できません。裏面をご覧ください。

※収入が**公的年金等のみ**で、**年金収入が４００万円以下**の方は、年金機構から年金支払報告書が町に提出されるため**簡易申告も不要**となります。ただし、控除を追加・修正する場合は申告が必要です。

簡易申告の提出方法等について

提出書類

- 令和８年度　町民税・県民税（兼国民健康保険税）簡易申告書
  ※記入例を参考に令和７年中の収入状況を記載してください。
  ※マイナンバー制度により、申告書にはマイナンバーの記載が必要になります。

提出方法等

- 同封されている返信用封筒を使って郵送で提出してください。
- **令和８年２月６日(金)まで**に提出してください。

一般の申告や確定申告が必要な方

簡易申告の条件に該当しない方は、一般の申告（町民税・県民税申告）又は確定申告が必要になりますので、申告期間中に申告してください。
町の申告受付会場は令和８年２月９日から令和８年３月１６日までです。
なお、スマートフォンでも申告することができますので、会場への来場が難しい方は、そちらをご利用ください。

（１）営業、漁業、農業等を営んでいる方、又は、不動産所得（土地や建物の貸付等によって生じる所得）があった方

（２）前年中に資産（土地・建物等）の譲渡による収入があった方
※町等から土地の買取り等による補償金を受けた方も含みます。

（３）生命保険や損害保険の満期返戻金や一時金等の受け取りがあった方

（４）生命保険や損害保険の契約に基づく年金を受け取っている方

（５）所得控除・税額控除を受けようとする方

（６）所得税の還付を受けようとする方

所得税の確定申告をされる方、会社で年末調整を済まされた方、一般の申告書を提出される方は、簡易申告書の提出の必要はありません。